

## レーザー科学研究所実験データベース利用等に関する要項

第1条 この要項は、レーザー科学研究所（以下「レーザー研」と略す）における実験データベース利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 以下の者はレーザー科学研究所実験データベース（以下「ILE実験DB」と略す）を利用できるものとする。

- (1) 大阪大学の教職員・名誉教授
- (2) 大阪大学の学部学生、または大学院生
- (3) 大阪大学の規程により受入れた受託研究員等
- (4) レーザー研の当該年度に委嘱された共同研究員
- (5) レーザー研の当該年度の共同研究を締結した共同研究員
- (6) レーザー研と当該年度の業務請負契約を結んでいる機関の職員

2 実験データの受け渡しは、ILE実験DBを通じて行うものとする。

第3条 ILE実験DBのアカウントを希望するものは、定められた利用誓約書により実験DBワーキングに申請し、認められた者のみにアカウントを発行するものとする。

2 利用誓約書には、レーザー研の常勤教職員による受け入れ教職員の署名が記入されていること。

3 自身のアカウント、パスワードは厳重に管理し、他人には利用させないこと。また、自身以外のアカウントを利用して接続を行ってはいけない。

第4条 第2条に定める条件を満たさなくなった場合は、ILE実験DBのアカウントを無効化することができるものとする。

2 ただし、本人からの希望があり、以下の条件に合致する場合に限り、一定期間ILE実験DBのアカウントを残すことができるものとする。

- (1) 大阪大学の常勤教職員であった者。期間は最長1年とする。
- (2) 博士後期課程を修了し、他研究機関に転出した者。期間は最長6ヶ月とする。

3 前項で定める条件に合致し、アカウントを残すことを希望する者は、受け入れ教職員であるレーザー研の常勤教職員から下記項目を実験データベースワーキングに申請することとする。

- (1) 転出時のレーザー研での所属、および身分
- (2) 利用期間
- (3) 転出先のメールアドレス
- (4) 平日の昼間に連絡可能な電話番号

第5条 ILE実験DBへのアクセスが可能なネットワークは、以下の通りとする。

- (1) 「レーザー科学研究所ODINS利用者等に関する要綱」に定めるレーザー研キャンパスセグメント
- (2) 共同研究者用AGNET
- (3) 申請し、実験データベースワーキングに許可された特定の外部のIPアドレス
- (4) パワーレーザーDX VPNシステム

第6条 利用履歴は記録し、保存するものとする。統計処理に利用するほか、問題発生時には、実験データベースワーキングの監督のもと利用履歴の調査を行い、必要な処置を講じるものとする。

第7条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、レーザー科学研究所実験データベースワーキングの定めるところによる。

附 則

- 1 この要項は、平成22年1月4日より施行する。
- 2 平成29年5月1日レーザー研の名称変更により改定。
- 3 令和4年3月1日 一部改正